

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 3 1 号

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第 1 号（第 2 条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第 1 号（第 2 条関係）</u> 略

附 則
この規則は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日		
様		
総社市長		印
年度 督 促 状		
	納 期 限	年 月 日
通 知 番 号		納付額 円
延 滞 金		納付日現在で規定により計算します。

上記の金額を至急納付してください。

この督促状は、発行日の数日前に整理したものです。既に納付されているときは、行き違いですのでそのときは御了承ください。

の納付について(督促状)

- あなたの が未納となっています。先に送付している納入通知書等により、次の納付場所へ至急納付してください。

総社市役所、出張所又は指定金融機関等

- 延滞金は、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例(平成17年総社市条例第60号)第5条の規定に基づいて計算した額です。

- この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

- 不服の申立て、処分の取消しの訴えについて

- 1 この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。